

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (南丹保健所)	229	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局) 237
○救急病院である旨の告示 (医療課)	231	○建設業法に基づく処分 (指導検査課) 238
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 (水産課)	〃	○国土調査の成果の認証 (用地課) 〃
○基本測量の実施 (用地課)	232	○道路の指定 (乙訓土木事務所) 239
○土地収用法に基づく事業認定 (〃)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹西土木事務所) 240
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更 (住宅政策課)	234	公 営 企 業
公 告		○京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程 〃
○一般競争入札の実施 (入札課)	〃	府 議 会
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	236	○府議会定例会の開閉 241
○府営土地改良事業計画の決定 (南丹広域振興局)	237	○意見書 〃
		選 挙 管 理 委 員 会
		○政治団体届出事項の一部修正 〃

告 示

京都府告示第201号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 株式会社ケー・エクスプレス
所在地 大阪市天王寺区四天王寺二丁目1番9号
代表者 代表取締役 加藤 友康
- 事業場の名称及び所在地
名 称 京都るり溪温泉 for REST RESORT
所在地 南丹市園部町大河内広谷1番地14

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の6に掲げる飲食店の用に供するちゅう房施設1基

イ 能力

350食／日

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から20日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日から5日を経過した日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

6時から21時までの15時間

オ 使用の季節変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

別表2のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和7年4月4日から令和7年4月25日まで

(2) 場所

関係書類を京都府南丹保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、南丹市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

区 分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								汚水等の量
	pH	BOD	COD	浮遊物質	窒素	りん	油分	大腸菌群	
通常	5.8～8.6	mg/L 300	mg/L 160	mg/L 280	mg/L 100	mg/L 10	mg/L 100	個/cm ³ 無数	m ³ /日 15.1
最大	5.8～8.6	400	230	350	110	10	150	無数	15.1

別表2

種 類	構 造	能 力	処理の方法	設置年月日
合併浄化槽	鉄筋コンクリート製	672人槽 129.4 m ³ /日	接触ばっ気、3次処理	平成13年5月1日

別表3

区 分		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								汚水等 の 量
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	リン	油 分	大腸菌 群 数	
排 水 処 理 施 設	通 常	処理前	5.8~8.6	mg/L 200	mg/L 100	mg/L 250	mg/L 65	mg/L 9	mg/L 60	個/cm ³ 無数	m ³ /日 49.9
		処理後	6~8	10	20	30	30	5	20	1,000	49.9
	最 大	処理前	5.8~8.6	250	150	300	70	10	90	無数	49.9
		処理後	5.8~8.6	15	30	40	30	5	20	3,000	49.9



京都府告示第202号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人綾富士 会綾部ルネス病 院	綾部市大島町二反田7の16	令 7. 4. 1	令 10. 3. 31



京都府告示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年3月21日に定めた。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	46.8 t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1.0 t

	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0.1 t
	留保	1.0 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	38.2 t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	3.5 t
	留保	1.0 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準



京都府告示第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市左京区、右京区、西京区及び伏見区、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市並びに船井郡京丹波町
- 2 測量の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 測量の種類
基本測量（電子基準点測量）



京都府告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
木津川市全域
- 2 測量の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 測量の種類
基本測量（基本重力測量）

京都府告示第206号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 起業者の名称
京丹後市
- 2 事業の種類
京丹後市庁舎増築棟整備事業及びこれに伴う附帯工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
京丹後市峰山町杉谷小字樋田、井祢ノ尻、津久田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
京丹後市役所
- 5 事業の認定をした理由
京丹後市から申請があった「京丹後市庁舎増築棟整備事業及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号に規定する要件全てに該当することから、事業の認定をしたものである。
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、起業者である京丹後市が、庁舎増築棟、来庁者用駐車場、公用車庫等の整備のほか、附帯工事として建設地に存在する防災倉庫兼公用車

車庫の解体、庁舎増築棟と既存峰山庁舎の連絡通路の設置及び老朽化等に伴う既存峰山庁舎の改修を行うものである。

したがって、本件事業は、法第3条第31号及び第35号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、起業者である京丹後市が策定した京丹後市役所本庁機能集約化基本方針に基づくものであり、所要経費については、必要な財源措置が講じられていることから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

起業者である京丹後市は、現在、峰山庁舎、大宮庁舎、峰山総合福祉センター、網野庁舎及び丹後庁舎の六つの施設に本庁機能を分散し、「分庁舎方式」として行政運営を行っている。現庁舎における課題である①分庁舎方式による本庁機能の分散、②庁舎建物や設備の老朽化、③建物構造・窓口配置の分かりにくさ、④議会における委員会室等の不足や設備等の老朽化、⑤市民利用・市民活動に対応するスペースや設備の不足及び⑥ユニバーサルデザインへの配慮の不足の六つの課題を解決するため、峰山庁舎の敷地内に増築棟を新設するとともに既存庁舎における必要な改修を行うものである。

本件事業の施行によって、本庁機能が集約化され、行政運営の効率化が図られるとともに、多様化する福祉ニーズに対応した福祉事務所機能の充実及び子育て支援窓口の一元化、脱炭素やICT対応などこれからのまちづくりの拠点として庁舎増築棟が整備される。

また、庁舎前駐車場については、火災時に指定緊急避難場所の防災広場として運用しており、引き続き防災広場として整備するとともに、庁舎増築棟については、さらに激甚化が見込まれる災害にも迅速、柔軟に対応することができる庁舎機能として、耐震安全性の観点から重要度係数1.5の確保、非常用自家発電設備の採用、速やかに災害対策本部を設置することができる柔軟なスペースの確保、災害時マンホールトイレシステムの設置をするなど市民の生命・財産、地域の安心・安全を確保する拠点として整備されると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益について

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であり、また、絶滅危惧種等の貴重種に相当する動植物への影響については、京都府レッドデータ

ブックにおける種の確認及び現地踏査で該当種が生息していないことが確認されているため、影響は軽微である。

また、庁舎増築棟については、住宅から離れて建設しており日照障害がほとんどないこと、雑排水は下水道に接続するため周辺の住宅に対する悪影響はほとんどないことから、周辺の生活環境に与える影響は軽微である。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、保存すべき埋蔵文化財への影響はないものと予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較について

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、平成26年度に3候補地を選定し、その後も様々な検討を加えた結果、令和2年度にさらに2候補地を追加選定し、土地利用の利便性、近隣住民に与える影響、事業施行の経済性等の諸条件を考慮し、検討している。

起業地については、市役所の庁舎機能として必要な施設面積と駐車スペースが確保されている上、支障となる建物はなく、日照による影響も少ないため、地域住民に与える影響は小さい。また、既存の庁舎敷地を利用するため、他案と比較して造成費用も少なく、経済性も優れることから、事業の施行に最も適していると考えられる。

エ 比較衡量

前記アの得られる公共の利益と前記イの失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越するものと認められるとともに、前記ウのとおり本件事業の起業地は、他の候補地と比較して、最も適していると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性について

本件事業は、(3)のアで述べたとおり、分庁舎方式による行政運営の課題や施設の老朽化等の状況を鑑み、事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法

第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。



京都府告示第207号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人 GreenHand	新 京都市南区久世大藪町413の9	京都市南区八条源45	令 7. 1. 1
	旧 伏見区深草大亀谷古御香町122の8		

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

- ア 京都府議会インターネット中継システム機器（その1） 一式
- イ 京都府議会インターネット中継システム機器（その2） 一式
- ウ 京都府議会インターネット中継システム機器（その3） 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

仕様書のとおり

(4) 納入場所

京都府議会事務局総務課

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年5月8日（木）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「家電製品」

イ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「電気通信機器」

ウ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

エ 大分類「家具」—小分類「スチール家具」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競

争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年4月16日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年5月19日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年5月20日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年5月20日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のアからウまでに示す「京都府議会インターネット中継システム機器（その1）一式（税抜き）」、「京都府議会インターネット中継システム機器（その2）一式（税抜き）」又は「京都府議会インターネット中継システム機器（その3）一式（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開

札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を

解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Case 1 - Kyoto Prefectural Assembly Internet Streaming System Equipment : One set

b. Case 2 - Kyoto Prefectural Assembly Internet Streaming System Equipment : One set

c. Case 3 - Kyoto Prefectural Assembly Internet Streaming System Equipment : One set

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, April 4, 2025 to Thursday, May 8, 2025 (except for Sundays, Saturdays, holidays and public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, May 19, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, May 20, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, May 19, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, May 20, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社にしがき
京丹後市大宮町口大野88番地
代表取締役 西垣 俊平
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
まいづるマルシェ
舞鶴市大字溝尻小字越行1092-1
- (3) 変更の内容（イの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社にしがき 京丹後市大宮町口大野88番地 代表取締役 西垣 俊平	株式会社クスリのアオキ 白山市松本町2512番地 代表取締役 青木 宏憲	令 7.11.19	大規模小売店舗において小売業を行う者の変更に伴う営業計画変更のため
イ 駐車場の位置及び収容台数	235台	123台		
ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社にしがき 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時	株式会社クスリのアオキ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場①②③ 午前9時から午後8時30分まで	駐車場①② 午前8時30分から午後10時30分まで		

- 2 届出年月日
令和7年3月18日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和7年4月4日から令和7年8月4日まで

- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（横輪池地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について不服があるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業（横輪池地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年4月4日から令和7年4月24日まで
- 3 縦覧の場所
京都府南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、亀岡市役所において関係書類を閲覧することができる。

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社敷島
代表取締役 福田 信一
大阪市北区錦町3番12号
- 2 林地開発行為の目的
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域
宇治市菟道新池3番18ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.9ヘクタール
- 5 期間
令和5年3月30日から令和8年8月31日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治市菟道地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	場内出入口に交通誘導員を配置する。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は午前9時から午後4時までとする。
騒音の発生	開発区域の中心から半径300m以内の範囲（次の図のとおり）	緩衝帯として、区域外周部に残置森林を設ける。 低騒音、低振動の重機を使用する。
濁水の発生	宇治市菟道、志津川地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に沈砂池を設置し、場内の排水は全て沈砂池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。 工事中は3箇月に1回しゅんせつし、また、雨天時の作業は中止する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂のしゅんせつを定期的に行い、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治市産業観光部農林茶業課
宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 有限会社敷島
大阪市北区錦町3番12号

9 縦覧期間

令和7年4月4日（金）から令和7年5月7日（水）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和7年4月4日（金）から令和7年5月7日（水）まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）



次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をした。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 処分をした年月日

令和7年3月21日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社友工

久世郡久御山町市田和気22番地1

代表取締役 川島 友和

京都府知事許可（般-5）第42141号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

4 処分の原因となった事実

このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 調査を行った者の名称

- 舞鶴市
- (2) 調査を行った時期
令和3年6月3日から令和6年2月28日まで
- (3) 成果の名称
舞鶴市字伊佐津の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
舞鶴市字伊佐津の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 2(1) 調査を行った者の名称
長岡京市
- (2) 調査を行った時期
令和4年5月20日から令和6年5月15日まで
- (3) 成果の名称
長岡京市勝竜寺下長黒、山崎作他の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
長岡京市勝竜寺下長黒、山崎作他の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 3(1) 調査を行った者の名称
木津川市
- (2) 調査を行った時期
令和4年5月23日から令和6年4月25日まで
- (3) 成果の名称
木津川市山城町平尾及び神童子の各一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
木津川市山城町平尾及び神童子の各一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 4(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成16年6月1日から令和5年3月2日まで
- (3) 成果の名称
宮津市字中野の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字中野の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
大山崎町
- (2) 調査を行った時期
令和3年8月2日から令和5年9月29日まで
- (3) 成果の名称
乙訓郡大山崎町字大山崎の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

- 乙訓郡大山崎町字大山崎の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 6(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成15年7月8日から令和5年2月24日まで
- (3) 成果の名称
宮津市字小松、溝尻の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字小松、溝尻の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)
- 7(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成28年5月17日から令和3年12月10日まで
- (3) 成果の名称
宮津市字須津の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字須津の一部
- (5) 認証年月日
令和7年3月27日
(国土交通省の承認年月日 令和7年3月21日)



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和7年4月4日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土 木事務 所名	指定した道路の概要			
			位 置	延長	幅 員	事業計画
7乙土建 第122号	令 7. 3. 25	京都府土 木事務 所	向日市寺 戸町久々 相102、森 本町野田 204	m 48.2	m 最小 49.7 最大 49.7	J R向日 町駅周辺 地区第一 種市街地 再開発事 業
			京都市南 区久世殿 城 町188 の4の一 部、市有 地 向日市森 本町野田 205、市有 地	40.0	最小 9.5 最大 9.5	
			向日市森 本町野田 2の1の 一部、7 の一部、 26の1の 一部	68.8	最小 4.0 最大 4.0	



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市美濃山宮道52の1の一部、52の3、53の1、54の2の一部
（関連区域）
八幡市美濃山宮道51の2の一部、52の2、53の3、

- 53の5、54の4、55の5の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大津市滋賀里二丁目20の5
米田 多智夫
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字長田小字松山下239の11の一部、239の228
（関連区域）
福知山市字長田小字松山下238の52の一部、238の63の一部、238の94の一部、239の89の一部、239の227の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高槻市上牧町二丁目10の2
安本 清嗣

公 営 企 業

京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第2号

京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程

京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及びサイバーセキュリティの確保

第11条（見出しを含む。）中「及び検査」を「検査及びサイバーセキュリティの確保」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 別表第3に定める細則に基づく、サイバーセキュリティの確保のための巡視等

第12条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第14条第2号中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第4を削り、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第11条、第12条、第14条関係）

細 部 事 項 表

項目	適用
1 サイバーセキュリティに関するもの	電力制御システムセキュリティガイドライン 大野発電所発電制御等に関するセキュリティマニュアル
2 運転、操作及び保守に関するもの	電気工作物の運転保守要領 電気工作物の巡視・点検及び測定に関する実施要項
3 非常対策に関するもの	京都府地域防災計画

附 則

この規程は、令和7年4月4日から施行する。

府 議 会

- 1 府議会定例会の開閉
令和7年2月12日に招集された2月府議会定例会は、令和7年3月19日閉会した。
- 2 意見書
令和7年3月19日次の意見書を可決した。
 - (1) 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書
 - (2) インボイス制度の支援策の一層の強化を求める意見書

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項について、自由民主党京都府遊技産業支部から訂正の届出があったので、政治団体の設立に係る告示（令和6年京都府選挙管理委員会告示第79号）の一部を次のとおり修正する。

令和7年4月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

自由民主党京都府遊技産業支部の項中「金本 鎮悟」を「金本 鎮吾」に改める。